

第 6 6 号議案

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の使用料の額を改定する必要がある。

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

中野区立高齢者会館条例（昭和53年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「400円」を「500円」に、「600円」を「700円」に、「700円」を「800円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「300円」を「400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。